

徳島県告示第五百九十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十八条第一項の規定に基づき、県営土地改良事業の計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり公告し、変更後の土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

令和四年十月四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 地区名

大代戎野地区

二 事業名

農業競争力強化基盤整備事業

三 縦覧期間

令和四年十月十一日から

令和四年十一月九日まで

四 縦覧場所

鳴門市役所